

野村ダム事前放流実施要領

令和2年4月

国土交通省 四国地方整備局
肱川ダム統合管理事務所

(総 則)

第1条 野村ダム操作規則（以下「規則」という。）第22条第1項第3号及び野村ダム操作細則（以下「細則」という。）第8条1項第4号に基づき、野村ダムの洪水調節機能の向上のために洪水前に利水容量内に貯留された流水を放流（以下「事前放流」という。）するにあたっては規則、細則に定めるもののほか、この実施要領に定めるところによる。

(事前放流水位)

第2条 事前放流水位は、標高162.7メートルを限度とする。

ただし、降雨の状況やその時の貯水位の状況等により、162.7mメートルより水位を低下させることが可能な場合は、別途、利水者と協議のうえ、四国地方整備局長の承認を得て162.7mメートルよりも水位を低下させることが出来るものとする。

(事前放流の範囲)

第3条 事前放流は、標高166.2メートルから標高162.7メートルの間に貯留された流水を対象とする。

(事前放流の原則)

第4条 事前放流は、ジェットフローゲート及びコンジットゲート及びクレストゲートにより実施するものとする。

2 事前放流は、毎秒300立方メートルを上限として、放流により下流に急激な水位の変動が生じないように以下の増加量を上限として事前放流を実施するものとする。

放流の直前におけるダムからの放流量	10分間の放流量の増加量
毎秒10立方メートル未満の場合	毎秒7立方メートル以内
毎秒10立方メートル以上 50立方メートル未満の場合	毎秒15立方メートル以内
毎秒50立方メートル以上 100立方メートル未満の場合	毎秒20立方メートル以内
毎秒100立方メートル以上 200立方メートル未満の場合	毎秒28立方メートル以内
毎秒200立方メートル以上 300立方メートル未満の場合	毎秒34立方メートル以内

3 事前放流は、気象、水象、その他の情報により、放流量の緩和、定量放流への移行または絞り込み操作等の放流量の調整を行うものとする。

4 事前放流は、標高162.7メートルを限度とし、今後の予測雨量やダム流入量の予測計算に基づき回復可能な水位を低下することを基本とする。

(事前放流の実施)

第5条 肱川ダム統合管理事務所長（以下「所長」という。）は、次の各号の一に該当し、洪水調整が必要と認められる場合には、標高 162.7 メートルを限度として、あらかじめ貯水位を低下させることができる。

一 気象、水象、その他の状況により、野村ダムの最大流入量が毎秒 300 立方メートルを超えると予測されるとき。

二 その他の状況により、所長が事前放流の開始の必要性を認めたとき。

2 事前放流水位を確保した後は、流入量が毎秒 300 立方メートルに達するまでは、当該水位を維持するよう努めるものとする。

(事前放流に関する通知等)

第6条 所長は、第5条の規定により事前放流を実施する場合にあたっては、あらかじめ別表第1に掲げる関係機関にその旨を通知するとともに事前放流を開始するときは、一般への周知を行うものとする。

なお、一般に周知させるための必要な措置は、肱川ダム統合管理事務所（以下「管理事務所」という。）から鎌田警報所までの区間とする。

(事前放流に関する通知等の方法)

第7条 事前放流に関する通知等は、次の各号に定める方法により行わなければならない。

一 関係機関に関する通知は、別表第1に掲げる関係機関に対し、事前放流を行う約1時間前に行うものとする。

二 一般に対する周知は、警報車及び別表第2に掲げる警報所から次の方法により行うものとする。

イ 管理事務所のサイレン吹鳴等は、事前放流を行う約30分前及び事前放流の直前に行うものとする。

ロ 管理事務所以外の警報所のサイレン吹鳴等は、各警報所地点の水位が上昇すると予想される約30分前に行うものとする。

ハ 警報車による警報は、各地点の水位が事前放流により上昇すると予想される約30分前に行うものとする。

(サイレン吹鳴の方法)

第8条 サイレン吹鳴の方法は、次に定める方法によるものとする。

<u>(50秒)</u>	(5秒)	<u>(50秒)</u>	(5秒)	<u>(50秒)</u>
吹鳴	休止	吹鳴	休止	吹鳴

2 所長は、停電その他の理由により必要と認める場合は、サイレン吹鳴を疑似音吹鳴に切り換えることができる。

(警報車による警報の方法)

第9条 所長は、次に定める方法により、警報車による警報を行わなければならない。

- 一 警報車に設置したスピーカーにより河川の水位増加などを一般に周知させるものとする。

(事前放流の中止等)

第10条 所長は、事前放流を行っている場合において、次の各号の一に該当するときには、当該放流を中止し、貯水位の回復に努めなければならない。

- 一 気象、水象その他の状況により、事前放流を行う必要がなくなったと認められるとき。
 - 二 その他事前放流を継続することが適当でないとして認められるとき。
- 2 利水者から申し出があった場合は、事前放流を行わないものとする。

(事前放流の中止等に関する通知等)

第11条 所長は、次の各号の一に掲げる場合にあっては、別表第1に定める関係機関に通知するものとする。

- 一 前条第1項の規定により、事前放流を中止したとき。
- 二 前条第2項の規定により、事前放流を終了したとき。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から適用する。

別表第 1 (第 6 条関係)

関係機関

関係機関	所在地	通知方法
国土交通省 四国地方整備局	高松市サンポート 3 番 3 3 号	マイクロ
四国地方整備局 大洲河川国道事務所	大洲市中村 2 1 0	マイクロ
四国地方整備局 肱川緊急治水対策河川事務所	大洲市中村 2 1 0	マイクロ
愛媛県 西予土木事務所	西予市宇和町卯之町 4 丁目 4 4 5	宇和局 (0 8 9 4) 6 2 - 1 3 3 1
四国地方整備局 肱川ダム統合管理事務所 鹿野川ダム管理庁舎	大洲市肱川町山鳥坂 2 8 0 番地	マイクロ
西予市野村支所	西予市野村町野村 1 2 号 6 1 9	野村局 (0 8 9 4) 7 2 - 1 1 1 1
西予警察署野村交番	西予市野村町野村 1 2 号 1 5 3	野村局 (0 8 9 4) 7 2 - 0 1 1 0
西予市消防署野村支署	西予市野村町野村 1 2 号 7 4 4	野村局 (0 8 9 4) 0 8 9 4 - 7 2 - 0 1 1 9
NHK 松山放送局	松山市堀之内 5 番地	松山局 (0 8 9) 9 2 1 - 1 1 1 7
南予水道企業団	宇和島市柿原字童子甲 1 9 2 9 番 3 4	宇和島局 (0 8 9 5) 2 5 - 3 2 2 2
南予用水土地改良区連合	八幡浜市布喜川丁 4 1 7 番地	八幡浜局 (0 8 9 4) 2 4 - 4 8 3 5

別表 2 (第 7 条関係)

警 報 所

名 称	所 在 地	種 別	備 考
肱川ダム統合管理事務 所	野村町野村 8-153-1	サイレン スピーカー	
地ヶ野	野村町野村 8-60-4	スピーカー	
下駄馬	野村町野村 7-60-1	スピーカー	
上宮	野村町野村 4-105-3	サイレン スピーカー	
渦尻	野村町野村 4-3-2	電光 2 面 スピーカー	
古市	野村町野村 15-17-3	サイレン スピーカー	
阿下	野村町阿下 6-174-4	スピーカー	
蔵良	野村町蔵良 183-2	スピーカー	
岡成	野村町蔵良 862-2	サイレン スピーカー	
川平	野村町大西 1321-2	スピーカー	
鎌田	野村町鎌田 499-2	サイレン スピーカー	